

<月次報告様式（新様式 平成29年7月～）>

2年度 公文書開示（12月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 非開示理由等 | 所管局部課等 |
|-------|----------|----------|---|-----|------|------|-----|---------------|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|---|-----------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 存在 不 存在 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 | | |
| 1 | R2.12.7 | R2.12.9 | <ul style="list-style-type: none"> 国有農地等境界確定事業 八王子市東浅川町980番4実測図 国有農地等境界確定事業 八王子市東浅川町980番5実測図 国有農地等境界確定事業 八王子市東浅川町980番6実測図 | 3 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 産業労働局農業振興事務所農務課 |
| 2 | R2.11.26 | R2.12.10 | 2020/11/25東京都は一部業者への営業時間短縮要請を行うと同時に、GoToトラベルは継続すると発表されたが、係る判断に至る全てが分かる一切の文書。（都知事と関係者間とのやりとり、検討および意思決定プロセス。手控えメモ、電話メモ、FAX、メール、録音データ等電磁的記録も含む）。特に時短要請で期待される感染抑制率がGoTo継続により引き起こされる増加率を上回るという科学的根拠が分かる文書。 | | | | 1 | | | | | | | | | | | 産業労働局では、請求にかかる文書は作成または取得しておらず、存在しないため | 産業労働局総務部総務課 |
| 3 | R2.11.27 | R2.12.11 | GoToトラベル中断（東京除外）を都として国に申し入れないことが分かる根拠（理由）。専門家からのヒアリングや議論や都担当者との会議など。知事方針決定に関する文書を含む。 | | | | 1 | | | | | | | | | | | 産業労働局では、請求にかかる文書は作成または取得しておらず、存在しないため | 産業労働局総務部総務課 |
| 4 | R2.12.1 | R2.12.15 | 「もっと楽しもう！TokyoTokyo」事業に関連する新型コロナウイルス感染の発生状況を示す資料 | | | | 1 | | | | | | | | | | | 都内観光促進事業（もっと楽しもう！TokyoTokyo）について、支援対象となる旅行の参加者において新型コロナウイルスの感染が確認されたとの登録旅行者等からの報告はなく、当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。 | 産業労働局観光部振興課 |
| 5 | R2.12.11 | R2.12.25 | GoToトラベル東京除外について、「65才以上」と「持病持ち」への自しゆくで十分と結論づけるに至った根拠（専門家へのヒアリング、会議議事録など） | | | | 1 | | | | | | | | | | | 産業労働局では、請求にかかる文書は作成または取得しておらず、存在しないため | 産業労働局総務部総務課 |